

学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行は、将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するために重要であり、その環境整備が急務である。本県の実態を把握するとともに、関係団体における取組や連携促進を図り、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すため、学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会（以下「本協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の推進に関すること
- (2) 教員の負担軽減の支援体制の構築に関すること
- (3) 関係団体における連携促進に関すること

(委員)

第3条 本協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 和歌山県中学校体育連盟代表者
- (3) 公益社団法人和歌山県体育協会代表者
- (4) 総合型地域スポーツクラブ代表者
- (5) 和歌山県スポーツ推進委員協議会代表者
- (6) 和歌山県スポーツ少年団代表者
- (7) 文化芸術団体代表者
- (8) 和歌山県中学校校長会代表者
- (9) 和歌山県PTA連合会代表者
- (10) 和歌山県教職員組合代表者
- (11) 和歌山県都市教育長協議会代表者
- (12) 和歌山県町村教育長会代表者
- (13) 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課員
- (14) 和歌山県教育庁学校教育局義務教育課員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 本協議会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 本協議会は、一年度に3回程度開催する。

2 本協議会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 本協議会の事務を処理するため、和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課に事務局を置く。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。